

確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

I 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に関する明細書

確定優良住宅地等予定地の明細	確定優良住宅地等予定地の区分	1	(措法第62条の3第4項第 号該当)	(措法第62条の3第4項第 号該当)	
	土地等の取得年月日	2	・ ・	・ ・	
	土地等の所在地	3			
	土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	
	土地等の譲渡年月日	5	平・ ・	平・ ・	
	買取者の氏名又は名称	6			
	同上の住所又は所在地	7			
	予定期間の末日	8	平・ ・	平・ ・	
同及び 上の土 土地 地譲 等渡 に税 係額 るの 土計 地算 譲の 渡明 利細 益 金額	土地等の譲渡による収益の額	9	円	円	
	譲渡した土地等に係る連結納税の開始若しくは連結納税への加入又は非適格株式交換等に伴う時価評価損益	時価評価益	10		
		時価評価損	11		
	土地等の譲渡による収益の額に対応する原価の額 (別表三(二の三)付表「5」)	12			
	直接又は間接に要した経費の額 (別表三(二の三)付表「14」)	13			
	土地譲渡利益金額 (9)+(10)-(12)-(13)又は(9)-(11)-(12)-(13)	14			
	圧縮額等の損金算入額	15			
	差引土地譲渡利益金額 (14)-(14)と(15)のうち少ない金額)	16			
	特別勘定等の益金算入額	17			
	課税される場合の土地譲渡利益金額 (16)+(17)	18			
	課税される場合の土地譲渡税額 (18)×(10%又は5%)	19			
	土地譲渡利益金額等の変更理由等	20			

II 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

優良住宅地等の区分	21	(措法第62条の3第4項第 号該当)	(措法第62条の3第4項第 号該当)	
確等 定予 定優 良地 住の 宅明 地細	土地等の取得年月日	22	・ ・	
	土地等の所在地	23		
	土地等の面積	24	平方メートル	平方メートル
	土地等の譲渡年月日	25	平・ ・	平・ ・
同上のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の面積	26	平方メートル	平方メートル	
同上に該当することとなった年月日	27	平・ ・	平・ ・	
買取者の氏名又は名称	28			
同上の住所又は所在地	29			

別表三（二の三）の記載の仕方

1 確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する土地等に関する明細書

- (1) この明細書は、措置法第62条の3第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第68条の68第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした法人で措置法令第38条の4第42項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の68第5項の規定の適用を受ける場合若しくは同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）をした連結法人で同令第39条の97第17項（書類の添付）の規定の適用を受ける場合に記載します。

ただし、措置法第62条の3第5項又は第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡のすべてが同法第62条の3第4項第12号から第16号まで（課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡）に掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、次の「2 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書」を使用しますので、この明細書は使用しません。

なお、連結法人については適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の

法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 「課税される場合の土地譲渡税額19」には、その土地等の譲渡が平成8年1月1日前に行われた場合にあつては「10%」を適用して計算した金額を記載し、その土地等の譲渡が同日以後に行われた場合にあつては「5%」を適用して計算した金額を記載します。

2 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等に関する明細書

この明細書は、措置法第62条の3第5項（課税除外とされる確定優良住宅地等予定地のための譲渡）の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）の全部又は一部が同法第62条の3第4項第12号から第16号まで（課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡）に掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合又は同法第68条の68第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（同法第62条の3第5項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含みます。）が同法第68条の68第4項（課税除外とされる優良住宅地等のための譲渡）（同法第62条の3第4項第12号から第16号までに掲げる部分に限ります。）に規定する土地等の譲渡に該当することとなった場合に記載します。